

VI 信託財産および 受益者（信託管理人）の地位

木下 毅

信託財産の地位に関する信託法改正問題は、占有の瑕疵等、信託財産の範囲、信託財産に対する執行等の禁止および破産等の場合の取戻権の4つの点に絞られる。

1. 第13条（占有の瑕疵等——自益信託の場合）

〔説明〕

第13条および第13条の2は、「占有の瑕疵」等に関する問題を扱っており、第13条は自益信託の場合、第13条の2は他益信託の特殊な問題について規定している。

まず第13条に関しては、次の点が問題となる。民法第187条1項の規定によると、受託者（信託財産）は、委託者の占有の瑕疵を承継することなく独自の占有のみを主張することができる。その結果、受託者は委託者から独立した新たな占有者となり、即時取得（民法第192条）の法的保護を受けることができることになる。しかし、信託の場合にこれを認めると、瑕疵ある占有者である委託者が自己の財産を善意無過失の第三者に信託し、自分はその受益者となって不当な利益を収めることも可能となる。現行信託法第13条の規定が設けられたのは、このような「信託制度を利用して占有の瑕疵を不当に消滅せしめようとする企てがなされることをおそれたため⁽¹⁾」である。換言すれば、「自益信託の形を利用して瑕疵ある占有を瑕疵なきものにし、不当に無瑕疵占有の保護をうける弊害を警戒してのもの⁽²⁾」であった、といわれる。同じことは、「権利の瑕疵」や「対抗の問題」についても問題となる。というのは、「債権や有価証券の信託にあっては、多くの場合、委託者に存在した権利の瑕疵（抗弁権を含む）

は信託財産に及ばず(民468条1項, 472条, 手17条, 小22条)⁽³⁾」, また「信託財産(受託者)は信託財産構成物に関する委託者の二重処分について『第三者』であるはず⁽⁴⁾」だからである。

このような占有ないし権利の瑕疵の承継や, 対抗問題における「第三者」たる資格の否定は, 主として自益信託の場合に問題となるにすぎない。したがって, 他益信託の場合には, 受益者の利益のために民法の原則に戻るべきである, と考えられる。そこで改正試案では, 占有ないし権利の瑕疵の承継や対抗問題における「第三者」たる資格の否定を, もっぱら自益信託の場合に限定することとした。

2. 第13条の2 (占有の瑕疵等——自益信託の場合)

〔説明〕

第13条の2の規定は, 他益信託の場合の規定であり, その場合には「受託者が取得する占有の瑕疵は, 受託者について定める」という原則を確認的に明文化するとともに, ただし書きにおいて, たとえ受託者が善意・無過失であっても, 受益者に悪意ないし過失がある場合には, 表見代理, 善意取得等に関する規定の適用がない旨規定したものである。すなわち, 信託行為に瑕疵がある場合は, 受益者が知っていた事由ないし知りうべき事由については受益者の利益に働かない旨規定したものである。

3. 第14条 (信託財産の範囲)

(参照) Rest. § 202

〔説明〕

物上代位に関し, 第1条に「信託財産をもってする事業の経営」という文言が加わったことに伴い, 第14条にも「信託財産をもってする事業の経営によって受託者に帰属した財産についても, 同様とする」という文言を付加することとした。

4. 第16条（信託財産に対する執行等の禁止）

（参照） Rest. §§ 266—71

〔説明〕

信託財産は受託者の固有財産から独立していることを理由に、受託者個人の債権者、受益者の債権者、受託者の名義に属する他の信託財産の債権者等は、強制執行、競売等を行うことが許されず（第16条1項）、もしこれを行えば、受託者、受益者または委託者は、第三者異議の訴に準じ、これらの債権者に対し、強制執行、競売等につき異議を主張することができる旨規定したのが、現行信託法第16条の規定である。もっともこれには例外があり、「信託財産ニ付信託前ノ原因ニ因リテ生シタル権利」または「信託事務ノ処理ニ付生シタル権利」に基づく場合には、信託財産に対する強制執行、競売等が認められている。後者の「信託事務の処理によって生じた権利」に基づく場合とは、たとえば、家屋等の信託財産の修理による債権のように、受託者が信託事務すなわち信託財産の管理・処分をなすことに基因する権利を想定しているが、これ以外にも、たとえば、信託財産に関して負担した租税、公課その他の費用、売却された信託財産の隠れた瑕疵に基づく担保責任（民570条）、信託財産に属する工作物の設置または保存の瑕疵に基づく「所有者」としての責任（民717条）に対応する権利などについても、これに含ませるべきである、とされてきた。現行信託法上は、「信託事務ノ処理ニ付生シタル権利」という文言を広く解釈して、これらの場合をも含ませるべきであると解されてきたが、改正試案は、これらの場合についても「信託事務の処理」による場合と区別して明文化しておく必要があると考えて、「信託財産に関して」という文言を挿入することとした。⁽⁵⁾

5. 第16条の2（破産等の場合の取消権）

〔説明〕

受託者が破産した場合、信託財産が破産財団を構成するか否かに関して明文

の規定は存在していない。しかし、現行信託法は、第16条でみたように信託財産に対する受託者個人の債権者の差押を禁止しており、さらに信託財産の独立性を認めている一連の規定、破産法の解釈等から、信託財産は破産財団に属さず、取戻権に服するものと解すべきである、とされてきた。⁽⁶⁾このような趣旨を明文化したのが第16条の2の規定である。その骨子は、受託者の固有財産につき破産宣告がなされ、または会社更生手続もしくは和議手続が開始された場合には、信託財産は受託者の固有財産に属しないことを明らかにし、受託者の固有財産につき破産宣告等がなされた場合には、受託者、受益者または委託者は信託財産を取り戻すことができる、という点にある。

以上が、信託財産の地位に関する改正問題の主要な点である。

次に受益者・信託管理人の地位に関しては、胎児の利益享受権、収益受益権と元本受益権との区別、信託管理人の権能および取消権の消滅時効が問題となる。

6. 第7条（胎児の利益享受）

〔説明〕

改正試案第7条1項本文は、受益者の利益享受に関して、現行信託法の本体を若干改めて、「信託行為により受益者として指定された者」は、受益の意思表示を待つまでもなく「当然にその信託の利益を受ける」と規定した。この規定は、これまでも受益権の発生に関する規定ではなく、受益権の帰属に関する規定であると解されてきた。⁽⁷⁾言い換えれば、受益権の発生は、第7条とは直接関係がない、ということになる。改正試案も、このような解釈を前提としている。

この受益権は、債権的・物権的権利とされ、受益権の内容は、自益権的な実質権的権能と共益権的な管理権的権能とに大別される（第8条2項ただし書参照）。後者の区別は、後に述べる収益受益者・元本受益者の権能ないし信託管理人の権能に関して意味をもつことになる。

ところで、受益者として指定された者が胎児である場合には、生前信託・遺

言信託を問わず受益権は発生するが、胎児には帰属しないという状態が生じる。そもそも胎児は人ではないから本来権利能力を有していない（民法1条の3）はずであるが、民法は、損害賠償請求権（第721条）、相続（第886条）、遺贈（第965条）などについては、すでに生まれたものとみなしており、遺言信託については民法上の遺贈に関する規定が適用されることになる。ところが、生前信託の場合には、そのような規定がない。そこで、遺言信託の場合と生前信託の場合の平仄が合うように、民法のとり個別主義を生前信託の受益権についても規定すべきかが問題となる。改正試案は、この点に関し、受益者の利益享受権を規定した第7条の規定に第2項を加え、「胎児は、信託の利益を受ける権利についてはすでに生まれたものとみなす」こととした。⁽⁸⁾

7. 第7条の2（元本受益者と収益受益者）

（参照） Rest. § 233

〔説明〕

受益権には、信託財産の管理・運用から生ずる収益を享受する「収益受益権」と、信託財産のうち元本の部分を享受する「元本収益権」とがある。収益受益権を有する者すなわち収益受益者は、信託存続期間中は信託財産の管理・運用から生ずる収益を享受するのに対し、元本受益権を有する者すなわち元本受益者は、信託行為の中で信託終了の時点で残存する信託財産たる元本の帰属者となるが、わが国においては両者は区別されず、一体的に扱われてきた。

これに対し、アメリカでは、第2次信託法リステイメント第233条以下、「元本及び収益に関する統一法」(Uniform Principal and Income Act) 等において両者を区別し、信託行為に別段の定めがある場合を除き、受託者は、元本受益権と収益受益権とを分別して管理しなければならないとされている。かかる両者の区別を採り入れたのが、改正試案第7条の2の規定である。

その趣旨は、信託行為に別段の定めがないかぎり、収益受益者は信託期間中の「純収益」についてのみ支払いを受ける権利を有し、元本受益者はその期間

終了後その元本に対する権利を有する旨の総則的規定を置いたという点にある。アメリカの立法例では、さらに詳細な各論的規定が置かれているが、改正試案ではかかる概念の区別を定着化させるために総則的規定を設けるにとどめた。

8. 第8条（信託管理人）

〔説明〕

受益者がいまだ特定しておらず、または存在していない場合には、物的権利たる受益権は発生するが、特定の受益者に帰属しないという浮動的状态が生ずる。英米では「将来権」(future interest)という物権的概念があり、胎児はいうまでもなく、その懐胎前であっても、物的権利たる受益権は発生するとされている。かかる物権的概念を前提としてか、わが国の現行信託法も、「不特定の受益者」(公益信託)、「未だ存在せざる受益者」(胎児)⁽⁹⁾の場合に、受益者の利益を保護し、受託者の職務執行を監督する受益者の臨時的機関として、信託法は包括代理人的地位を有する「信託管理人」を置いている。

英米では裁判所がよく介入することもあって信託管理人の制度は存在していないが、わが国では、裁判所が非訟事件的な面であまりうまく機能していないため、信託管理人がいないと動かないという事情がある。ここに、わが国特有の「信託管理人」制度の存在意義がある。この信託管理人と受益者との法的関係は、委任関係に準ずるものとされている（非訟事件手続法71条の6参照）。

改正試案も、基本的にはこの制度を承継し、次のような修正を施すに至った。現行信託法第8条1項は、受益者が「不特定」または「未存在」の場合にだけ信託管理人を置いているが、改正試案は、集団信託の場合のような「特定多数」および相続税法第21条の4第2項に規定されている特別障害者の場合をも含める趣旨から、「その他受益者の権利を保護するために必要があると認められる場合」という文言を付加することとした。

次に、受益者として指定された者が胎児である場合については、すでに述べたとおりである。ここでは、次の点だけを付け加えておきたい。判例によれ

ば、胎児は、胎児中に信託が設定されても権利能力を取得するのではなく、信託設定後生きて生まれた場合に、信託設定時にさかのぼって権利能力を有していたものとみなされるにすぎない。したがって、判例を前提とするかぎり、生前信託・遺言信託の場合を問わず、胎児の出生まで信託財産の分配は停止されるべきものと解されることになろう。かかる遡及効のある停止条件説が、判例のとっている立場である。

第3に、信託管理人の権限に関する現行信託法第8条2項の規定は、受益者が不特定・未存在の場合を想定して、信託管理人が一切の権限を行使できることになっているが、改正試案では、個別信託、公益信託、集団信託のいずれの場合にも、自益権のないし純財産的な実質権的権能すなわち実質的な信託の利益を受ける権利は、受益者に帰属させ、それ以外の共益権的な管理権的権能は、信託管理人に専属的に分属させて競合を認めないこととした。改正試案は、かかる趣旨を第8条2項の中に、「ただし、信託の利益を受ける権利については、この限りでない」という形で挿入したわけである。

なお、信託管理人が複数いる場合については、民法第1017条の共同遺言執行者の場合と同様の扱いをすることとし、改正試案第8条の3の規定を設けることとした。

9. 第31条（信託の本旨に反する処分）の取消

（参照） Rest. § 284

〔説明〕

改正試案第31条は、現行信託法第31条と同様、英米的な「物権的追及効主義」を機能的実質的には受け入れながらも、法形式的には、「受託者が信託の本旨に反して信託財産を処分したときは」、処分の効果は一応信託財産に帰属するものとし、一定の要件の下に受益者に取消権を与えることによって、その法的保護をはかろうとした。英米の「物権的追及効主義」に対して、第31条の場合を「取消権主義」といっている。ちなみに、第31条は、受益者を債権者、

受託者を債務者とする詐害行為取消の救済方法と同一の形式を具えている。この取消権主義を採用することにより、受益者としては、第31条により処分された目的物件を追及するか、あるいは第14条に基づき信託違反行為を是認して代位物を信託財産とするかの選択権が与えられることになる。

改正試案第31条は、この取消権主義に基づき若干文体を改めて、「信託の登記又は登録がある信託財産について」は、「受益者は、相手方又は転得者に対してその処分を取消することができる」とし、「登記又は登録することができない信託財産について」は、「相手方及び転得者においてその処分が信託の本旨に反することを知っていたとき、又は重大な過失によって知らなかったときも、同様とする」と規定するに至った。

10. 第33条（取消権の消滅時効）

〔説明〕

現行信託法第33条は、このような取消権について、1か月の短期消滅時効と1年の除斥期間を設けている。⁽¹⁰⁾改正試案は、現行の時効期間があまりにも短かすぎることから、民法第126条の取消権の規定、民法第884条の相続回復請求権の規定などに準じて、時効期間5年、除斥期間20年と改めた。

以上が、受益者の地位に関する改正試案の骨子である。

(1) 山田昭，信託立法過程の研究140頁（1981）。

(2) 山田，同上。

(3) 四宮和夫，信託法〔増補版〕80頁（1979）。

(4) 四宮，同上。

(5) なお、受益者の給付請求権に基づく場合についても明文の規定を欠いているが、この場合は、受益者は当然に受益権に基づいて信託財産に対して強制執行をなし、あるいは先取特権に基づいて競売することができる⁽¹¹⁾と解されているため、特に明文化していない。

(6) 四宮，前掲（註3）75頁。

(7) 四宮，同上150頁。

シンポジウム「信託法改正問題」

- (8) しかし、胎児の信託の利益を受ける権利すなわち信託利益享受権に関する規定を第7条2項に置くのがいいかどうかはやや問題のあるところである。第7条1項が、受益権の発生に関する規定ではなく、受益権の帰属に関する規定であるとすると、胎児に関する特例的規定は、第7条とは直接関係なく、独立した内容をもつから、第6条の2に置くのが筋かと思われる。
- (9) わが国の学説としては、於保木二雄，財産管理権論序説（1954）参照。
- (10) 大阪谷公雄，信託法改正の基本問題（1938）参照。

（立教大学教授）